



発達支援の指針

(CDS-Japan 2016年改訂版)

全国児童発達支援協議会
(CDS-Japan)

第一部 発達支援とは

発達支援は、児童福祉法を基本として、身近な地域で、障害特性に応じた支援を受けられるようにすること、そして専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることが必要である。

以下、発達支援の考え方、特徴について述べる。

第1章 発達支援の理念

I 発達支援とは

1. 関連用語の定義と位置づけ

1) 療育から発達支援へ

発達支援を定義する前に、わが国における障害のある子どもへの支援の歴史の中で用いられてきた「療育」の意味とその変遷を改めて考える必要がある。

かつて、日本最初の肢体不自由児施設である整肢療護園の創設に尽力された故高木憲次東京大学名誉教授は、「肢体不自由児」の社会的自立をめざすチームアプローチを「療育」と名づけ、「現代の科学を総動員して不自由な肢体をできるだけ克服し、それによって幸いにも復活した肢体の能力そのものをできるだけ有効に活用させ、以って自活の途の立つように育成させること」と定義された。この時点では、「療育」の主な対象は肢体不自由児であったと考えられる。

その後、北九州市立総合療育センターの初代所長高松鶴吉氏は、「療育」の対象を障害のある子どもすべてに拡大するとともに、「注意深く特別に設定された特殊な子育て、育つ力を育てる努力」として育児支援の重要性を強調された。

平成7年12月には、知的障害、肢体不自由、難聴幼児の各通園施設の代表が集まった「三種別通園療育懇話会」が、障害が確定していない子ども達にも対象を広げ、対象児の能力改善のみならず、家族への育児支援なども含み込んだ広い概念として「発達支援」を提唱し、通園施設を一元化して発達支援センターとする「発達支援センター構想」を発表した。

発達支援概念や発達支援センター構想が公式に提唱されたのは、「平成15・16年度厚生労働科学研究・障害保健福祉総合研究事業『障害児(者)の地域移行に関連させた身体障害・知的障害関係施設の機能の体系的な在り方に関する研究(主任研究者:岡田喜篤)』」の分担研究として実施された「障害児通園施設の機能統合に関する研究(分担研究者:宮田広善)」においてである。この分担研究報告では、「療育」の概念をさらに発展、拡大させて「発達支援」と定義し、「児童発達支援センター」の原型となる「発達支援センター」を提案した。

以上をまとめると、肢体不自由児に限定されたチームアプローチによる治療教育的支援という概念をもつ「療育」は、対象を障害の確定されていない子どもにまで拡大し、育児支援や家族支援までを包含するとともに、次の項で述べる「障害があっても育ちやすい、暮らしやすい地域づくり＝地域支援」の概念までを包含した非常に広い概念に発展した。

2) 発達支援の定義

「発達支援」とは、「障害の軽減・改善」という医学モデルの支援にとどまらず、地域・家庭での育ちや暮らしを支援する生活モデルの支援を重要な視点としてもつ概念である。

障害が確定した子どもへの「(運動機能や検査上の知的能力の向上などの) 障害改善への努力」だけで

なく、障害が確定しない段階の子どもも対象として、発達の基盤となる家族への支援や保育所等の地域機関への支援も視野に入れる広い概念であり、「障害のある子ども（またはその可能性のある子ども）が地域で育つ時に生じるさまざまな課題を解決していく努力のすべてで、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成（狭義の発達支援）、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援（家族支援）、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革（地域支援）を包含した概念」と定義される。

発達支援の目標は、単に運動機能や検査上に表される知的能力の向上にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「将来的な地域生活を念頭に入れた生活技術の向上」、「自己決定、自己選択」などをも射程に入れることであり、換言すれば「障害のある子どもと家族のエンパワメント」である。

なお、「発達支援」という用語は、発達障害者支援法においても記載されており（第4部参照）、用語の解釈には注意を要する。発達障害者支援法では、発達支援は自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを対象とした医療的、福祉的および教育的援助を指しており、本研究で定義する発達支援の概念とは、対象、支援の要素などにおいて明らかに異なることを明記しておく。

II 子どもの意見及び気持ちの尊重

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっている。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならない。「自分の意見を表す権利」には、ことばだけではなく、非言語的対話手段である遊戯・身体表現・顔面表現・描画等を通じて、子どもが理解、選択、選好を表現できることが必要となる。

年少の子どもや発達支援を要する子どもの場合、言語習得の前であっても、泣いたり、笑ったりして顔の表情を変えたりする中で、自分の思い（感情、考え、願い、快、不快）を伝える手段を有していることを認識すべきである。あわせて、子どもは受け身的な存在ではなく、身近な大人（保護者や支援者）に対して、自らの生存や成長、幸福のための保護といたわりと要求する能動的且つ積極的存在であることを我々は自覚し、社会的主体者として認め、尊重する必要がある。

全編をお読みになりたい方は、CDS Japan事務局までご連絡ください。
「発達支援の指針」を郵送にてお送りさせていただきます。
(加盟施設300円、非加盟500円、いずれにも送料込み)

CDS Japan事務局
〒838-0141 福岡県小郡市小郡74番8-103
Mail : office@cdsjapan.jp